

議 事 録

会 議 名	令和6年 第4回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和6年4月25日(木)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：1番 大久保泰明 2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝 計8名		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 主幹：吉田慎也 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 特定農地貸付承認申請について 日程 第5 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第6 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和6年第4回定例総会を開会いたします。出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、3番と4番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号23号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号23号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり岡田地区の農用地区域内農地1筆です。譲受人は、トラクターや耕うん機等を所有しており、本人ほか1名で、水稻や露地野菜を作付しています。自宅から当該地までの通作距離は約2kmで、車で約5分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間150日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6 番：4月17日に事務局職員と現地確認しました。譲受人は他の農地をしっかりと耕作しており実績がある方なので問題ないと思います。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 事務局長：総員挙手		

会 長：では総員挙手ですので、議案番号２３号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、日程第２、農地法第５条の規定による許可申請について、議案番号２４号を上程いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号２４号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり小動地域内にある農業振興地域内農地１筆で、転用事業の内容は貸駐車場及び貸資材置場です。当該地は、譲受人の債務の代物弁済として、譲受人に所有権の移転をするもので、東側隣地に事業所がある土木、水道施設工事業者が社員用の駐車場として利用するために、また、西側隣地に資材置場がある土木、上下水道工事業者が、事業拡大による現置場の拡大のために、当該地を借用したいとそれぞれ要望があり、譲受人が申請地を自ら転用するものです。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第３種農地です。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である３番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

３ 番：４月１９日事務局職員と現地確認しました。他の農地への影響はないと考えますので問題ないと思います。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号２４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号２４号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第３、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号２５号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号２５号を朗読）

（説明）当該地は宮山地区にある農用地域内の農地１筆で、現況は畑です。平成３０年に新規で利用権設定され、今回が２回目の更新です。期間については３年間で、借り手は、トラクター、管理機、刈払い機などを保有しており、当該地で実績があります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である５番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

５ 番：４月１０日に事務局員と現地確認しました。当該地はきれいに管理されており、これから作付けが行われるような状況でした。借り手は、収穫期に向けて雑草等の管理ができていない状況の農地が少しあるようですので、そういった部分は見ていかなければいけないと考えておりますが、基本的には新規就農から現在までがんばっているもので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号２５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号２５号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号２６号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号２６号を朗読）

（説明）当該地は大蔵地区にある農業振興地域内の農地１筆で、現況は畑です。

令和４年に新規で利用権設定され、今回が１回目の更新です。期間については１年間で、借り手は耕うん機や草刈り機などを保有しており、当該地で実績があります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である１番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

１ 番：４月１７日に事務局職員と現地確認しました。現状は若干草が生えている状況ですが、しっかり耕作しているので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（５番挙手）

５ 番：利用目的でブルーベリーとありますが、借り手は観光農園を考えているのでしょうか。

事務局：将来的にはブルーベリーの観光農園を考えているとのことです。ただし、もう少し広い農地でやりたいとのことで、現在適地を探しているそうです。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号２６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号２６号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第４、特定農地貸付承認申請について、議案番号２７号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号２７号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり岡田地区にある農用地域内の農地１筆です。所有者は高齢のため耕作することが難しく後継者もないため市民農園を開設し、町民に市民農園の貸し出しを行いたいということです。適正な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を寒川町と締結済みであり、特定農地貸付規定も承認申請書に添付されております。このことから、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第３項各号の要件を満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の６番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

６ 番：申請地は農用地ですが他の農用地の農業に係る効率的な利用を妨げるものではないことを確認しました。また、承認申請書に添付されている特定農地貸付規定により、募集方法が公平かつ適正であることを認めましたので、承認することは問題ないと思います。また、当該地は、もともと遊休農地で草が生えている状態でありましたが、最近になってユンボ等で雑草を根っこから取り除いていましたので、農地としても耕作できる状態となっています。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

	会 長：みなさんから質問等ございませんが、わたしから一点質問いたします。借り受ける方の車の利用について規定等あるのでしょうか。また、車で来た場合付近の農地の耕作等に影響はないのでしょうか。 事務局：車で来ることを禁止するような規定はありませんが、貸付規定の中で、周辺道路への駐車等により近隣の農地耕作者や住民に迷惑を及ぼさないこと、と規定されております。また、近隣農地への影響がないようその他禁止事項等も規定されております。 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号２７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号２７号は原案のとおり承認書を交付することに決定いたします。次に、日程第５、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告番号２７号及び２８号の２件、日程第６、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告番号２９号から３２号の４件、日程第７、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告番号３３号の１件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第３条の３第１項の規定による届出については、議案書のとおり２件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、議案書のとおり４件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案書のとおり１件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 （特になし） 会 長：では、以上をもって、令和６年第４回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	１．令和６年第４回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄 議事録署名人 五島 修一

本議事録は、令和６年５月２４日、承認・署名を得て確定しました。